

令和4年伊豆市議会1月臨時会会議録目次

第1号（1月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第1号の上程、説明、質疑	3
○議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	11
○議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	18
○閉会宣告	21
○署名議員	23

令和4年伊豆市議会1月臨時会

議事日程(第1号)

令和4年1月24日(月曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及びその承認について(令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第10回))
日程第 5 議案第2号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第11回)
日程第 6 議案第3号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
危機管理監	稲村俊一君	健康福祉部長	栗山信博君
建設部長	山田博治君	教育部長	佐藤達義君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	稲村 栄一	次	長	永沼 健一
主 査	杉本 優美			

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年伊豆市議会1月臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。6番下山祥二議員、7番杉山武司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

報告第1号について、提案理由を申し上げます。

本件は、令和3年10月2日に発生した消防団員による消防活動、これはポンプ点検ですが、活動中の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額が決定したため報告するものです。

消防団長から、改めて安全運転、安全確認の励行、注意の徹底、特に誘導員の配置について、団員に指示したところでございます。

詳細について、危機管理監に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 本件の報告に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

危機管理監。

〔危機管理監 稲村俊一君登壇〕

○危機管理監（稲村俊一君） おはようございます。

それでは、私から報告第1号の補足説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

今回の事故でございますが、損害賠償の額13万9,139円、相手方につきましては伊豆市の方となります。

事故の発生日時ですが、令和3年10月2日土曜日午前9時55分頃で、発生場所は市道駅前柏久保線でございます。

事故の概要でございますが、4ページの位置図を御覧ください。

まず、場所としましては修善寺南小学校正門入り口にあります修善寺方面隊第4分団中央部消防詰所前の三差路から、セブンイレブン修善寺駅東店方向に下った赤丸で表示してあるところとなります。非常に幅員の狭い箇所となります。

5ページの事故状況図を御覧ください。

こちら、接触箇所を拡大したもので、市道駅前柏久保線をセブンイレブン側から第4分団詰所に向かっている車両が消防車両であります。事故発生箇所は非常に幅員が狭く、対向車との擦れ違いの際に双方立ち往生となり、消防車両が坂道発進をした際、車両が後進してしまい、相手車両の運転席後部ドアに消防車両右後方部が接触してしまったものでございます。

幸いにもけが人はなく、警察に届出を行いました。

5ページにありますように、今回の事故ですが、消防車両の詰所の帰路の際は中伊豆方面から来る車両については誘導員が止め、消防車両を誘導することになっておりました。しっかりと止めることができなかったことが、今回の事故を未然に防ぐことができなかったものと考えております。

第4分団中央部と同じ詰所のようなところがあるかどうか調査、確認をしましたが、ほかにはありませんでした。

和解の内容としましては、双方の過失割合を伊豆市100%相手側ゼロ%ということで、今

回損害賠償の額を決定するものでございます。

先ほど市長からもありましたが、今回の事故が起きまして全分団に対し安全運転、安全確認を行うことは言うまでもありませんが、車庫入れ等を含め誘導員を必ずつけ、事故を未然に防ぐよう消防団長より再度指示をさせていただいたところではございます。

補足説明につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

これより報告第1号について質疑を行います。

質疑のある議員はいらっしゃいますか。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。おはようございます。

ちょっと分からないところがたくさんありますものですから、1点1点質問させていただきます。

この消防車というのは、この第4分団の中央部の詰所に常駐している消防車なのかということと、それから、ポンプの点検をしたと言うんですけれども、ポンプの点検に行く途中なのか、それとも帰りなのか。それともう1点が、坂道発進をしたということなんですけれども、その原因は、要するに止めて発進するときに技術が甘かったのか、サイドブレーキ引いたその手順に従ってやったのか、それについてどのような注意喚起、再発防止をしたのか、3点を伺います。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） まず、常駐車両かどうかということですが、こちら、第4分団の詰所に常駐している車両となります。

あと、今回のポンプ点検に行く際、活動中というふうにさせていただいておりますが、当日、ポンプ点検、ポンプ車ですので車両の後方部にありますポンプの点検があるということで、事前に分団としてその車両の器具点検をやってから行こうということで、一度点検をして戻ってくる際の事故となります。

あと、坂道発進の際であります、今回、今年度、車両のほう更新予定の車両ということで、ノーマル車ということで、坂道発進の際、多分教習所等ではサイドブレーキを引いて発進する、半クラッチにして発進するというのがあるかと思いますが、その際のやはり現在の団員につきましてはオートマ車がほぼ主流となっておりますので、その際のタイミングですか、半クラッチとかのタイミングがうまくいなくて下がってしまったというようなことが原因だと考えております。

で、このようなこともありますので、まだオートマ車への車両の更新は全てが済んでいるわけではありませんので、現在更新予定の、年間2台ずつ更新しておりますので、全てに更

新されるまでは非常にちょっと時間がかかるわけですので、このようなことから田方自動車学校さん、教習所さんのほうへ運転技術の講習のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 事前点検をするために詰所から出動して、どこかの箇所点検をしたということなんですけれども、そこから坂道を下って行ってセブンイレブンのほうまで出かけて行って、どこかそういうことをする必要があったのか、点検するためにはどこへ行くとしたのか、1回詰所へ戻ってまた新たに出かけようとしたのか。要するに、行動がよく分からない、無駄な行動をしたんじゃないかという懸念もするわけですよ。そのところですね。

それから、誘導員の方々が、そのポンプ車が坂を上ってくるときに手前で止めておけば、対向車を、こんなことにならなかったんですよ。だから、誘導員の判断というのも少し間違っていたのかなという感じがしますが、その辺のところどうなのでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 今回、こちらのほうのポンプ点検をする際に事前に自分たちで自団の点検をしてからということで、同じ分団の中のところへ、水をはじけるところへ行ったわけなんですけど、それでの帰りの際という形になります。

それがちょっと無駄な行動だったかどうか、ただ事前に当日の車両の器具の点検を行ってから行こうとしたところということでは、うちのほうからそれにつきまして、無駄なというよりは、しっかりと自分たちの器具を点検してから行ったということではないかなというように考えております。

あと、誘導員につきましては、こちらやはり判断、しっかりと止めなければこういうことになるということは、これまでも分かっていたと思いますが、今回このようなことで、しっかりと止めることができなくて立ち往生になって事故になってしまったということは、きつく団員のほうにも、今後このようなことがないようにということでは指示をさせていただきましたが、やはり誘導員の判断が甘かったということは言えるというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

よろしいですか。

これで杉山議員の質疑を終わります。

ほかの議員で質疑の方。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木です。

今の件で、確認の質疑です。

今の危機管理監のほうからの答弁の中にも一言ありましたけれども、もう少し確認の意味で追加で質疑をします。

今回、消防団、消防団員の運転による消防車両の事故ということですが、今の説明にもあったように、運転する立場になる消防団員のほとんどの方がオートマ車を日頃運転していて、クラッチ操作のある車を運転する機会がほとんどないということ、それから、今、中型の免許が今の新しくオートマ限定取った人はついてないということで、消防団員で消防車両を運転するのに該当する方は、教習所に行って講習を受けているというふうに承知しているんですが、オートマ限定の免許を持っている人が、それを解除するような講習を受けているのか、どういう講習を受けているのか。

結構大型の普通乗用車と違うので、ある程度の慣れがないと今回のような事故もあるのかなと思いますので、教習所に行ってどういう講習を受けて、どの程度の技術の習得をしているのか、させようとしているのかということを確認させてください。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） まず、オートマ車が主流だということは皆さん御存じだと思います。その関係で、ふだん使っている車がオートマですので、今回の事故車両につきましてもチェンジの車でしたので、田方自動車学校のほうに御世話になっているときは自団の車、車両を持ち込みをさせていただきまして、実際に自分たちの車両を運転させていただいて講習を受けていると。

で、講習の内容ですが、実際に車両の担当をしていただける方は技能検定員の方になります。それで、自団の車両を使いまして、評価内容として、最終的には評価をしていただいております。で、点数も出していただいております。評価内容としては、項目として挙げられているのは、加速の安定性、そしてブレーキ操作、ハンドル操作、走行位置、安全確認、後退方法というものを評価をしていただいております。で、最終的にはコメントを書いております。

どうしても、今回の車両も4トン車がベースの車両になりますので、ふだん運転することのない大きさの車両となります。その関係で、やはり点数の低かった者もおります。そういう団員につきましても、再度講習を受けていただくというようなことで、技能の上達といいますか向上のほうをさせていただくようにさせていただいております。

あと、免許のほうで、現在やはり消防車両は準中型免許が必要になるということで、今の最新の免許ですと準中型を普通にとっていただくという形になりますが、その前の免許ですと解除、限定解除という形になりますので、準中型はオートマではなくてチェンジの講習になりますので、その段階でもチェンジの講習は、オートマで最初の免許を取っている方についてもチェンジの講習は受けなければならないという形になろうかと思っております。

以上になります。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

よろしいですか。

これで青木議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡です。

何点かお聞きします。よろしくお聞きします。

事故の概要を見ますと、双方が立ち往生となり自車両が坂道発進をしたということで書いてあるんですけども、坂道発進の場合に優先順位は下りだと思うんですけども、僕の判断が間違っているかどうか分からないですけども、優先順位は下りが優先じゃないかと思うんです。なぜそこに消防車のほうが先に発進して、サイドブレーキ発進がうまくいかなかったのか。

もう一つ、この運転手は、多分消防車の場合には4トン車ですから、ある程度運転経験があると思うんですけども、ある程度消防車の場合には運転手は専任をと思うんですけども、この人の運転歴はどれぐらいありますか。そこら辺ちょっとお聞きします。

もう一つ、これがなぜ100・ゼロなのか、恐らく優先順位から考えれば100・ゼロはあり得ないと思いますけれども、お聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 永岡議員のおっしゃります、まず一点目ですけども、立ち往生の際、特に今回坂道ということになりますと、私もこの事故の報告を受けたときに、どちら側なのという話をまずさせていただきました。そうしたら、坂道発進をするほうだよと。えっということをおもい言いました。何で動いちゃったのと。特に今回、先ほどの現況拡大図を見ていただくと分かるとおりに、接触しているところが相手側の運転席の後部座席のドアになりますので、ほぼ擦れ違って、あと少しでも擦れ違いが終わるといえるところですので、本来であれば私らの考えですと、やはり下り車両が行っていただくのを待つというようなところが、今回の消防車両の行う運転だったんじゃないのかなと。そのところでは、やはりちょっと過った運転になってしまったというふうに私のほうは考えております。

その辺も含めて、一応、坂道発進の際の運転については、団員にもこのようなことがないように、再度ないようにしてほしいということで指示のほうをさせていただきました。

あと、運転の経歴なんですけど、大変すみません、消防車両のほうを運転されていた方ということなんですけれども、一応もう運転歴は10年ちょっとあるという方になります。ただ、普段やはりマニュアルを運転してないというところでの、あと、こういう大きい車両を運転

していないというところで、やはりどうにかして擦れ違いを行おうとしてしまったことで、このような今回の事故が起きてしまったのかなというふうに考えております。

それとあと100・ゼロの関係ですが、こちら、相手車両については、確かに優先とかあろうかと思えますけれども、相手方についてはもう動いてませんでしたので、停止していたということで、どうもこちらが動いて接触したということで100・ゼロというふうに聞いております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 今の答弁、ちょっともう一回お聞きしますけれども、坂道発進をするときに、恐らく下りが優先ですね。そうしたときには消防車は止まって、相手の乗用車が安全確認して通り過ぎるのを待ってから消防車は出るのが当然だと僕は考えて、僕らの運転からすると。それをなぜ消防車が先に出ちゃったのか、それを100・ゼロにする理由が分からない。

それだったら、誘導員もいるんだから安全確認をさせておいて、近くまで来て、やらせるのが本当じゃないですか。だからといって、何も消防車、自分たちがぶつけたから100・ゼロ、あり得ないと思う、僕は。

そこら辺が甘い判断じゃないかなと僕は思いますし、もう一つお聞きしたいのは、この地図を見て不思議なものが、消防車、もし通り過ぎたらこの詰所には真っすぐ入るんですか。そこで誘導員がいるということは、Uターンしてバックで入って消防車が入るという段取りを取るんですね、多分。そのために誘導員がいると思うんですけれども、そこら辺の誘導員の処理の仕方がちょっとおかしいんじゃないかなと僕は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁できますか。答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） この100・ゼロにつきましては、保険会社が入っての判断になるかと思しますので、このような形になったと。特に、相手方が動いていないというところもあろうかと思しますので、こちらが動いてしまったと。そのところは、議員のおっしゃるとおりのことになるかと思します。

あと、ポンプ詰所に入る際の、こちら、頭からそのまま入れるということは、車庫に入れることはありませんので、どうしてもUターンして車庫に入るということになるということで、そういう意味でも誘導員は配置しているということになります。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで永岡議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで質疑を終結いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 続いて、日程第4、議案第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第10回））を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第1号の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度の一般会計の補正予算（第10回）を専決処分したので御報告するとともに、その承認をお願いするものです。

補正予算の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に窮している方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し給付金として国が10万円を支給するもので、令和3年度内の早期に支給するために予算措置を緊急に講ずる必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年12月28日に専決処分したものです。

詳細を、健康福祉部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの報告に関して補足説明の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

[健康福祉部長 栗山信博君登壇]

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは私のほうから、議案第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第10回））の補足説明をさせていただきます。

議案書の18、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業として、チラシや封筒の印刷代、郵便郵送料、口座振替手数料に加え委託料につきましては、生きいきプラザに開設する申請窓口業務委託料1,276万6,000円、給付金の問合せを受け付けるコールセンター設置業務委託料が594万6,000円、システム改修業務委託料1,034万円となり、委託料全体では2,905万2,000円となります。

また、臨時特別給付金につきましては、非課税世帯3,498世帯分3億4,980万円、家計急変世帯349世帯3,490万円を見込み、合計で3億8,470万円でございます。

続きまして、議案書16、17ページをお願いします。

歳入になりますが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は全額が国庫補助となっておりますので、国庫補助金が4億1,758万2,000円でございます。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第10回））の採決を行います。

議案第1号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第1号は承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第5、議案第2号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第11回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第2号について提案理由を申し上げますが、まずその前に、新型コロナウイルス感染症対策のために計上させていただいた国の第3次地方創生臨時交付金分

2億1,300万円の予備費について、現在までの活用状況を報告させていただきます。

まず、市内小学校の修学旅行において、密を避けるための大型バスへの変更や増便に係る費用として26万8,000円、自転車購入補助金の追加分として50万円、12月議会においてお認めいただいた子育て世帯への臨時特別給付事業の事務経費として191万8,000円、リモート会議用の備品を整備する費用として76万1,000円など344万7,000円を充用させていただき、12月議会までに報告した分と合わせた総額は1億1,061万7,000円となっております。

議案第2号は、ふるさと納税の寄附額が昨年12月末時点で当初目標額の8億円を上回り、3月までにさらに寄附の上積みが見込めることから、歳入として寄附金を1億2,000万円、歳出として返礼品及びシステム使用料4,971万8,000円と基金積立金7,028万2,000円を増額するほか、昨年12月の議会で認めていただきました子育て世帯への臨時特別給付事業について、所得制限などで支給対象外となった方へ特例給付を行うこととし、予算の振替を行うなど、総額として1億2,000万円を増額し、歳入歳出予算額を245億5,948万2,000円とするものです。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、議案第2号について補足説明を申し上げます。

議案書の30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。

まず、ふるさと納税でございますが、令和3年度は寄附目標額を8億円と定め取組を進めてまいりましたが、昨年末までに全国から8億2,252万円の御寄附を頂くことができ、年度末の3月末までにはさらに多くの寄附を頂けるものと見込んでおります。

したがって、今回の補正では最終的な寄附金額を9億2,000万円と設定をいたしまして、議案書の30、31ページの歳入、18款ふるさと伊豆市寄附金を1億2,000万円増額するとともに、歳出では、議案書の次のページになります32、33ページ、2款総務費、企画費のふるさと納税促進事業において、増額する寄附金に対する3割相当の返礼品の購入費3,600万円と、ふるさと納税ポータルサイトのシステム使用料1,371万8千円を追加させていただくものでございます。

また、頂いた寄附金につきましては、ふるさと納税促進事業として必要となる経費を差し引きまして基金に積立てを行うものでございますが、寄附金の増額に伴い基金に積み立てるための積立金が不足いたしますので、13款諸支出金のふるさと伊豆市応援基金積立金を7,028万2,000円増額の計上をさせていただきます。

続いて、児童手当給付事業の、子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、12月議会において計上をさせていただきました子育て世帯への臨時特別給付金について、当初の国の取扱いでは所得制限等で支給対象外となる世帯がございましたが、伊豆市ではそれらの世帯

も支給対象とし、給付を行うことといたしました。

特別給付を行うための予算につきましては、12月に計上をさせていただきました臨時特別給付金の予算枠の中で対応することができるものでございますが、所得制限の対象となる世帯への支給を、会計処理上明確に区分をさせていただきたいということから、3款民生費の児童措置費に19節扶助費を設けまして、19節の扶助費の中で細節50を1,300万円減額するとともに、同じく19節に51細節子育て世帯への臨時特別給付金の特例給付分という細節を新設をいたしまして、同額の1,300万円を増額する補正を行うものでございます。

したがいまして、予算の増額はございません。

私からの補足説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

ただいまの補正予算の中で、子育て世帯への臨時特別給付金、財源のほうは分かりましたけれども、この特例給付ということで、所得制限がかかる世帯に対しても給付ということですけれども、これは所得制限で支給対象外となる方だけなのか、国のほうで今、基準日、昨年の9月、その基準日以降に離婚あるいはDVで避難している子供を育てている親に対しては児童手当の口座へ振り込まれるもので、例えば父親がその世帯主となっていた場合は、子供を実際に育てる母親のところへは届かないということで、今それも国の交付対象になるということで取り組んでいる市町もあるんですけれども、それは入っていないのか確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 議員おっしゃいますとおり9月30日が基準日となっておりますので、それ以降に離婚された方等につきまして、支給が母親のほうにはできないような状況にありますので、こういった方たちに対しましても対象として支給をしていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） この予算の中に、それらの方に対する支給も組み込まれているという事で確認してよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今現在、市から支払っている特例給付が121人、公務員のほうがまだ確定ではございませんが、今のところ1人を見込んでおります。

それ以外に、今後出生する方で特例給付対象者、また、離婚、DVの方で8人ということで、合計で今回130人の1,300万円を見込んでおります。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで杉山誠議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

13番、青木議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木です。

もう一回確認します。今の件です。

子育て世帯への臨時特別給付金事業の歳入については、国庫支出金の分が1,300万円、なくなった分を繰越金で1,300万円賄ったということで、市のお金で賄ったということかということをもう一回確認します。この分が、また後から入ってくるのかどうかということを確認します。それが1点。

それから、ふるさと納税の1億2,000万円増えました、で、返礼品とシステム使用料に充てます、で、その残りは基金に積みますということだと思います。これで、ふるさと伊豆市応援基金の残高は幾らになりますか。確認します。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 財源についてでございますが、ただいま青木議員から御指摘がありましたとおり、今回の補正において一旦、一般財源で対応いたします。それから、この後3月議会におきまして財源振替をいたしまして、これまでの制限内の方は国庫補助金で対応すると。それから、特例給付分につきましては、コロナの交付金で対応するという形にさせていただきます。したがって、一旦、今回の補正につきまして、歳入の民生費の国庫支出金を1,300万円減額をさせていただいて、特例給付分は国庫、コロナの交付金で対応いたします。ただ、今回は一旦繰越金としての財源として対応させていただいて、3月の補正で、それ以外のコロナの事業もございまして、それらを一括して精算をさせていただいて

て、財源振替を行うという形にしたいと考えております。

それから、ふるさと納税の基金の財源でございますが、令和2年度末の残高が約5億4,500万円ございます。それから、今年度の約8億円から約3割を引いた額を一旦積み立てるとというのが残高という形だと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで青木議員の質疑を終わります。

続いて、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） ふるさと納税につきまして、たくさんのふるさと納税が集まった、職員の皆さんの努力がうかがえると思います。

そして、これをどのように使っているか今説明があったんですけども、若い子育て世代のお母さん方にぜひ、見える化、こういうふうに使いましたよというのを、しっかり分かるようにお伝えをしていただきたいと思いますと思うのですが、その辺のような広報をこれからしていくか。そうすると、すごく住民の皆さんが、これだけ集まってこんなふうに使っているんだな、納得感があって、すばらしい、頑張っているなというのが余計に出てくると思いますので、これからどのように広報していくかをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ふるさと納税の使途につきましては、これまでもホームページ等で全国の皆様から頂きました寄附金について、こういう事業に使わせていただいているというような形で、御紹介というか御報告をさせていただいているところでございます。

ただし、先ほど議員からおっしゃっていただきましたとおり、具体的にまだPRと申しますか、御報告の足りない部分があるのは私どもも承知しております。今年度からシティセールスということで、私の部のほうで取組をさせていただいている中で、ふるさと納税についても積極的に取組をさせていただきまして、今回、8億円を超える寄附を頂いたところもございまして。

今後は、より引き続き、頂いた寄附をこういう形で子供たちのために使わせていただいたとかというものを、より具体的な事業に充てるとともに、外に対しても御紹介をさせていただくとともに、市内の親御さん、保護者の方にも、こういう形でふるさと納税を使わせていただいているというような御紹介のほうも積極的にさせていただいて、よりふるさと納税の事業について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 幾つかの市税以外にも、ゴルフ場利用税とか入湯税とかふるさと納税とか、税として頂戴している財源がございます。

その中で、ふるさと納税のように、あるいは入湯税もそうなんです、ふるさと納税は特にそうなんです、こういう形で使っていただきたいという明示されていることがあるんですね。基本的には、やはり納税された方の意向を最大限尊重するのが税の在り方だと思いますので、まずそこで列挙しチェックしていただきます。そこはしっかり、御指定いただいたものについては、このような形で使わせていただきましたと、やはり我々もっとはっきり明示すべきだと思っています。

で、それ以外、特に要望はありませんと答えられた方々に対しても、皆さんの財源はこのように使わせていただきましたと、やはりそこは説明責任があると私もこのところ痛感をしておりまして、そこは少し甘かったと反省しておりますので、より明確な形でこれからも情報発信して、納税された方々に対する説明責任というのも果たしていきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 子育て世代、ふるさと納税なんですけれども、三島駅の看板の中に子育て世代に使っていくということが明記されていると思うんですけれども、そういったことで若いお母さんたちの集まりなんか、団体がたくさんあるんですね。

そういったところにも、しっかり説明をしていただければなと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めますか。

○2番（浅田藤二君） いえ、結構です。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで浅田議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

1点だけお聞きします。

子育て世帯への臨時特別給付金、特例給付ということなんですけれども、内容については理解しているつもりなんですけれども、国が定めた960万円の所得制限というのがありまして、それを超えても特別給付をするということで、これは市税のほうを使うということなんですけれども、その中で、執行部の中でどういう議論がなされてそういう決定に至ったのか、そこを説明願います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは伊豆市役所内というよりも、12月に県の市長会があった際にも議案としては出てきませんでしたけれども、その時点では、この条件はお互いに守っていきましょうねというような雰囲気でした。ほかの市民向けサービスでもあるように、裕福なところがいろいろやると、みんなが大変というような雰囲気もございました。

ただ、その後政府のほうで、この960万円の上限撤廃について地方創生臨時交付金を充ててもよいというふうに方向が変わりましたので、私どもは政府の方針から外れるようなことだと自分の財源を苦しめることになるんですが、政府の方針に基づいて、その都度可能な限り伊豆市民の負担が小さいように配慮しておりますので、今回は12月に入って政府の方針が変わったことによって、この施策を考えたということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） お聞きしたのは県の市長会の議論ではなくて、伊豆市の執行部の中でどういった議論がなされたか、そして、それがどういう経緯をもって決定されたのかということが、やっぱり市民の方々はそういったところにも興味があると思うので、丁寧な説明をしていただきたいなことなんですけれども、もう一回丁寧に説明をしていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、制度設計を国がしますので、これは市の事業ではありますが、財源、それから施策の骨格は国によるものです。

ほかの支出の仕方も、11月末までだったでしょうか、5万円はクーポンということだったんですね。で、クーポンにすると市民は逆に使えなくなって、ランドセルとか制服に使えなくなるんですが、その時点で私は、市長として、しかし、国がクーポンを求めるのであれば、それはその方向でやることを考えていました。

私どもの財源構成のような小さな自治体ですと、国とか県の方針と違うことをやるというのは、正直言って市民の皆さんに直接的な負担がかかります。そこで、国の政策、県の政策を、可能な限り、伊豆市民に最も利益が高いような形で、私たちはいつも対応をしているわけです。

今回も、本来でしたら子育ての方々に同じ金額をお配りするのが正しいと思ったのですが、しかし、国が960万円と言っている以上はそれを守るということで、当初対応したわけですね。

その後、国の方針が変わりましたので、私たちはもともと考えていたとおり、等しく子育て世帯にはお配りすることが正しいだろうなという思考過程で、このような状況に至っているわけでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。
これで杉山議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はございませんか。
〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。
よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより議案第2号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第2号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第11回）の採決を行います。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長。
〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第3号について、提案理由を申し上げます。
本契約は、新たな中学校の敷地造成に係る工事請負契約で、令和4年1月18日に制限付一般競争入札を行い、1月21日に令和3年度伊豆市立新中学校、これは仮称ですが、敷地造成工事として、小野・イズケン特定建設工事共同企業体と消費税を含め1億8,315万円で仮契約を締結いたしました。

契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細について、教育部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 佐藤達義君登壇〕

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私より議案第3号 工事請負契約の締結についてに係ります工事内容等について補足説明いたします。

本工事は敷地全体に係る工事となり、新中学校の校舎の工事に入るための造成工事で、調整池や沈砂池などの防災施設、雨水排水対策の水路、敷地のり面の擁壁工事などが主な工事となっております。

議決事項以外の内容ではございますが、工期につきましては議決日の翌日から令和4年8月31日まででございます。

工事の概要ですが、造成面積は3万8,045平米で約3.8ヘクタールとなります。

主な工種としましては、掘削や盛土、のり面成形、残土処理になりますが、これらの土工事のほかグラウンドの調整池、校舎敷地の調整池、地下排水工、雨水排水設備工、敷地のり面保護の擁壁工、既存の道路や田んぼの畦畔などの構造物撤去工などとなります。

入札につきましては、令和4年1月18日に制限付一般競争入札により行われ、8者の入札の結果、最低価格でありました小野・イズケン特定建設工事共同企業体が落札いたしました。詳細につきましては、参考資料をおつけしましたので資料のほうを御覧いただきたいと思います。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木です。

工事請負契約の締結について、議案第3号、新中学校の用地の敷地造成工事の契約ということで、確認の質疑をいたします。

制限付一般競争入札の結果、入札が決まったということで、詳細説明といっても図面だけなので、今読み上げていただいたのが全部ちょっと頭に入らなかったという部分もありますが、もう一回、今回の契約に含まれる工事の内容を、あらまし、何にどれくらいかかるのかということ、もう一回説明していただかないと詳細がはっきりしませんので、再度確認の

意味で説明を求めます。

それから、今回、土工事が主になろうと思いますが、もともと東側から西側、川のほうに向かって傾斜のある地盤の上に学校を造ろうとしているわけで、前回までの説明ではそんなに大量の土の移動は伴わないでもできるということだったと思いました。そうはいつでも、地下に調整池を入れるなどの工事もありますので、1点、今回の工事に出る残土の処理がどうなるのかということも1点確認します。

全体の、もう一回、どこにどれくらいのウエイトで金額がかかるのかということの項目の確認と、残土の処理の方法はどうなっているのかを確認します。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁を願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、工種についてももう一度御説明をさせていただきたいと思えます。

グラウンドの調整池というのが、やはり今回、粗造成をする上では非常に大切になってまいります。容量についてはこちらの図面にありますとおり、50年確率で必要な容量ということで2,098立米、この調整池の確保をいたします。

それから、校舎側についても調整池が必要で、図面の左上のほうに小さな四角がございしますが、こちらはあくまでも校舎下に造る仮設でございしますので、1年確率の必要な容量ということで225立米の調整池を造る予定でございします。

そのほか、青い線で描いてあるのが、この粗造成中も必要な水路、土側溝としてしっかりと調整池に入れる水路がございします。

それから、オレンジ色の部分が周りに、県道側もそうですし左側の狩野川沿いのほうもそうですが、擁壁工事が入っております。

それから、土工事の関係で残土の関係でございしますが、県道寄りを削って川側の低いほうに入れるというももとの考え方がございしますが、まず、田んぼでありましたので耕作土については埋立てに適してないもので、搬出をする必要がございします。それが、約1万立米ございします。

それから、その下の基盤土についても、県道側の削る土のほうはやや多いということで、約1万立米搬出するんですが、こちらについては今後予定しております南側の公園整備のほうで活用の予定がございしますので、できるだけ近傍に仮置きをするような対応で経費を抑えようと考えております。で、この残土処理というのが非常に運搬費がかかるということで、約2万立米ですけれども、7,000万円から8,000万円くらいかかるということで、残りが、先ほどの擁壁を造ったり土を削ったりという、大体の金額のウエイトとなります。

以上でございします。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで青木議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより、議案第3号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 工事請負契約の締結について採決を行います。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ただいま議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。
これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして令和4年伊豆市議会1月臨時会を閉会いたします。
皆様には慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員